

資 料 編

策定経緯

開催・実施日		検討事項等
令和5年度	8月18日	第1回景観審議会 ・検討体制及びスケジュール（案）について ・貝塚市都市計画マスタープラン・貝塚市立地適正化計画の概要について ・貝塚市のこれまでの景観の取組・概況と景観づくりの考え方（案）について ・貝塚市の景観に関する意識調査の実施について
	10月1日	市民意識調査の実施（10月1日～31日）
	11月16日	第2回景観審議会 ・貝塚市の景観に関する意識調査結果（速報）について ・市民説明会および意見交換会の実施について ・貝塚市景観計画の構成および景観類型区分について ・届出対象行為および景観形成基準（案）について
	12月17日	貝塚市景観計画の策定に向けた市民説明会
	1月14日	市民意見交換会（1月14日、1月20日）
令和6年度	5月24日	第1回景観審議会 ・都市計画審議会への中間報告結果について ・「貝塚市の景観に関する意識調査」の集計結果について ・市民説明会及び意見交換会の開催結果について ・貝塚市景観計画（素案）について ・貝塚市景観条例（案）について
	7月26日	第2回景観審議会 ・パブリックコメントの実施について ・貝塚市景観ガイドライン（案）について
	8月13日	素案に対するパブリックコメントの実施（8月13日～9月2日）
	8月18日	貝塚市景観計画（素案）に関する市民説明会
	10月8日	第3回景観審議会 ・パブリックコメントでの意見と対応について ・貝塚市景観計画（案）について ・貝塚市景観ガイドライン（案）について
	11月1日	市議会への意見聴取（貝塚市景観計画（案）について）
	11月15日	都市計画審議会への意見聴取（貝塚市景観計画の策定について）
	1月6日	計画公表

貝塚市景観審議会 委員名簿

役 職	氏 名	備考
大阪公立大学 名誉教授	下村 泰彦	会長
近畿大学 総合社会学部 教授	田中 晃代	副会長
貝塚市農業委員会 会長	古家 克之	
貝塚市町会連合会 会長	甘佐 勉	
貝塚商工会議所 専務理事	西田 陽	
公益社団法人 大阪府建築士会 会員	田端 寿美	
大阪屋外広告美術協同組合 理事 広告景観委員	衣川 正一	
大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 課長補佐	亀元 靖彦	
貝塚市副市長	太田 浩二	

(敬称略)

市民アンケート調査の概要

項 目	内 容
(1) 調査目的	市民に対して、本市の景観に対する評価をはじめ、改善点や伸ばすべき点についてお伺いし、貝塚市景観計画策定に向けての検討資料（景観形成の方針や推進方策の検討等）とするとともに、将来的に設定をめざす重点地区の候補地や具体の施策・事業の検討にも役立てることを目的として実施したものです。
(2) 調査項目	○回答者の属性 年齢、性別、お住まいの地域（小学校区）、居住年数、定住意向 ○景観の現状について 景観への関心、市全体/住まい周辺の景観の評価、お気に入りの景観・好きな景観、景観に関する問題 ○景観の魅力を高めるための取組み 大切にしたい景観・次の世代に残していきたい景観、貝塚らしいデザイン・景観を作っていくべき場所、景観を良くしていくために個人として取り組みたいこと、既に取り組んでいる活動など、景観を良くしていくために自治会や地域で取り組むべきこと、景観の魅力を高めるために市が取り組むべきこと ○自由意見
(3) 対象地域	○貝塚市全域
(4) 対象者	○貝塚市にお住まいの 15 歳以上の市民 2,050 人 (小学校区ごとに男女比を考慮した層化抽出)
(5) 配布回収方法	○郵送による配布・回収（web 回答も可）
(6) 調査期間	○令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日
(7) 回収結果	○回収数 769 票（紙：538／web：231） ○回収率 37.6%

用語解説

あ行

●アクセントカラー

主とする色に加えて、変化をつけたり、主色を引き立てたりする色のこと。

●インセンティブ制度

住民や事業者が行う景観づくりの取組みに対する助成や表彰を行うことで、景観づくりの取組みを促進することを目的とした制度のこと。

●SDGs

(Sustainable Development Goals)の略で、2030年までに世界の貧困をなくし、持続可能な世界を実現することを目的とした国際目標（2015年9月に開催された国連サミットで採択された）。

●SNS

(Social Networking Service)の略で、ユーザー同士がインターネットを通じて文字や写真、動画などを用いて交流できる仕組み。

●屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物。

か行

●開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為を指す。

●貝塚市緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が策定するみどりに関する総合的な計画であり、みどりの将来像や目標、それらを実現するために必要な緑地の保全や緑化の推進に関する施策等を定めるもの。

●観光振興ビジョン

市内の観光資源を整備して市内外からの旅行者を誘致し、観光によってもたらされる経済効果を市の経済を支える基盤にすることを目的としたもの。

●幹線道路

全国的や地域的、あるいは都市内において骨格的な道路網を形成する道路。

●協働

住民・NPO・企業・行政など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かしあいながら、共通の目的に向かって行動すること。

●景観重点地区

景観資源・地区の価値を評価・尊重するとともに、固有の特徴を有する地区の魅力を市民と共有化していくことで、これらを手がかりとした地区の個性を活かした景観まちづくりを推進するための地区。

●景観法

都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成 16 年度に制定された法律。

●景観計画

景観行政団体が、『景観法』に基づき定める良好な景観の形成に関する計画のこと。

●景観条例

『景観法』に基づき、美しい街並みや良好な都市景観を形成し、保全するため地方自治体が制定する条例。

●景観重要建造物

景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な建築物として指定されるもの。

●景観重要公共施設

景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な道路や河川などの公共施設で、管理者の同意を得て指定されるもの。

●景観重要樹木

景観計画区域内において、良好な景観の形成に重要な樹木として指定されるもの。

●景観まちづくり

市民、事業者及び行政がまちづくりと連動した景観形成の方向性について共通の認識を持ち、一体となって景観形成を推進していくこと。それぞれのまちや地域が、住民一人ひとりの財産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものになるよう行政や住民、事業者が協働して行う取り組み。

●建築基準法

建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

●交流人口

一般的には、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として、その地域を訪れる人々のこと。

●コミュニティ

地域社会、地域に住む人々の集まり。また、広くは共通の目的を持ち活動する住民の集まりのこと。

さ行

●サイン

不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝える公的な目印・表示・標識のこと。

●里山

人里近い集落周辺の低山地域で、人が生活を営むうえで食料や資材、燃料を供給してくれる場所。雑木林や竹林、ため池、水路、田畑、鎮守の森などで構成され、人間の影響を受けた生態系が存在する。

●市街化区域

「都市計画法」に基づき指定された、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域等の指定により、土地利用を規制・誘導し、良好な市街地の形成を目的とする区域。

●JIS

産業標準化法に基づき、認定標準作成機関の申し出又は日本産業標準調査会の答申を受けて、主務大臣が制定する規格であり、日本の国家標準の一つ。

●視点場

景観を眺めるための立ち位置。

●シビックゾーン

公的業務、文化、教育、社会福祉などの中心機能及びこれらの補助機能をつかさどる施設が集積する区域。

●修景

自然の美しさや既存の景観を損なわないように風景を整備すること。

●総合計画

地方自治体の行政運営の最上位計画で、自治体がめざす将来目標や施策を示したもの。行政運営の目的と手段を明確にするため、通常、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層で構成されている。

た行

●棚田

山地などの傾斜地に、階段状に作った水田。

●都市機能誘導区域

立地適正化計画で位置づけられ、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

●都市基盤

道路、河川、上下水道、公園、その他の公共施設など、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。

●都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定された法律。

●都市計画マスタープラン

正式には、『市町村の都市計画に関する基本的な方針』（都市計画法第 18 条の 2）という。市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園など）の配置方針など、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。

●都市景観ビジョン・大阪

大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として策定するものであり、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項を定めたもの。

●都市公園

『都市計画法』や『都市公園法』等で位置づけられている公園や緑地。地方自治体が設置する街区公園・近隣公園等がある。

は行

●文化財保存活用地域計画

地域における文化財の保存・活用の将来像や取組みの方針、事業等を記載したもので、これに従って計画的に取組みを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進される。

●ビュースポットおおさか

大阪府が世界に誇れる大阪の魅力ある景観を美しく眺めることのできる場所（ビュースポット）を一般から募集し、選定したものを発信していくプロジェクト。

ま行

●マンセル表色系

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指す。赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、紫（P）、青紫（PB）、赤紫（R）の10色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを0から10の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

ら行

●立地適正化計画

本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化が進むなか、持続可能な都市づくりを進めるため、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えのもと、公共交通を利用しやすく災害リスクが比較的小さい区域に、居住や都市機能を誘導することで、一定の人口密度を維持し、災害に強いコンパクトなまちづくりを形成するための計画。

●ライフスタイル

「衣食住」だけでなく「人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方」という意味で使われる。

●ランドマーク

山や優れた意匠をもつ建築物など、視覚的に目立つものであり、ある特定地域の景観を特徴づける目印のこと。

わ行

●ワークショップ

参加者が主体的に参加する体験型の研修会や会議・集会のことで、学習やトレーニング、問題解決などを目的として活用される。

貝塚市景観計画

令和7年1月 策定

発行・編集 貝塚市 都市整備部 都市計画課
〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号
TEL：072-423-2151（代表）
<https://www.city.kaizuka.lg.jp/>

